

昭和 44 年 5 月 1 日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」を別紙のとおり改めるとともに、次に掲げる通達を廃止したから、これによらねたい。

- 1 昭和 53 年 7 月 20 日付直法 2 - 19 他 1 課共同「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」
- 2 昭和 63 年 3 月 30 日付直法 2 - 7 他 2 課共同「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」
- 3 昭和 63 年 4 月 26 日付直法 2 - 8 他 2 課共同「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」通達の運用について」
- 4 平成 4 年 9 月 18 日付課法 2 - 4 他 1 課共同「認定による債権償却特別勘定の設定に関する運用上の留意点について」

（別紙）

- 1 目次中、第 7 章第 6 節第 4 款の次に第 5 款として「第 5 款 国外リース資産の償却」を加え、第 12 章の次に第 12 章の 2 として次を加える。

第 12 章の 2 リース取引

第 1 節 リース取引の意義

第 2 節 売買とされるリース取引

第 1 款 売買とされるリース取引の意義

第 2 款 賃借人の処理

第 3 款 賃貸人の処理

第 3 節 金銭の貸借とされるリース取引

第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第 2 款 譲渡人の処理

第 3 款 譲受人の処理

- 2 第 7 章第 6 節第 4 款の次に第 5 款として次を加える。

第 5 款 国外リース資産の償却

（再リース期間）

7 - 6 - 14 令第 48 条第 1 項第 7 号《リース期間定額法》に規定する「賃貸借の期間」には、リース取引（同号に規定するリース取引をいう。以下 7 - 6 - 16 までにおいて同じ。）のうち再リースすることが明らかなものにおける当該再リースに係る賃貸借期間を含むものとする。

（見積残存価額）

7 - 6 - 15 法人が、令第 48 条第 2 項《見積残存価額等の意義》に規定する見積残存価額について、リース料の算定に当たって国外リース資産（同条第 1 項第 7 号《リース期間定額

法》に規定する国外リース資産をいう。以下7 - 6 - 16 までにおいて同じ。)の取得価額及びその取引に係る付随費用(国外リース資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。)の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額としている場合は、これを認める。

(転貸リース)

7 - 6 - 16 賃貸人がリース資産(リース取引の目的とされている減価償却資産をいう。以下7 - 6 - 16 において同じ。)を居住者又は内国法人に対して賃貸した後、更に当該居住者又は内国法人が非居住者又は外国法人(以下7 - 6 - 16 において「非居住者等」という。)に対して当該リース資産を賃貸した場合(非居住者等の専ら国内において行う事業の用に供されている場合を除く。)において、当該リース資産の使用状況及び当該賃貸に至るまでの事情その他の状況に照らし、これら一連の取引が実質的に賃貸人から非居住者等に対して直接賃貸したと認められるときは、当該賃貸人の所有する当該リース資産は国外リース資産に該当することに留意する。

3 11 - 2 - 6 を 11 - 2 - 6 の 3 とし、11 - 2 - 5 の次に次を加える。

(相当期間の意義)

11 - 2 - 6 令第96条第1項第2号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する「債務者につき、債務超過の状態が相当期間継続しその営む事業に好転の見通しが無いこと」における「相当期間」とは、「おおむね1年以上」とし、その債務超過に至った事情と事業好転の見通しをみて、同号に規定する事由が生じているかどうかを判定するものとする。

(人的保証に係る回収可能額の算定)

11 - 2 - 6 の 2 令第96条第1項第2号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に規定する「当該金銭債権の一部の金額につきその取立て等の見込みがないと認められるときにおける当該一部に相当する金額」は、その金銭債権の額から担保物の処分による回収可能額及び人的保証に係る回収可能額などを控除して算定するのであるが、次に掲げる場合には、人的保証に係る回収可能額の算定上、回収可能額を考慮しないことができる。

- (1) 保証債務の存否に争いのある場合で、そのことにつき相当の理由のあるとき
- (2) 保証人が行方不明で、かつ、当該保証人の有する資産について評価額以上の質権、抵当権(以下11 - 2 - 6 の2において「質権等」という。)が設定されていること等により当該資産からの回収が見込まれない場合
- (3) 保証人について令第96条第1項第3号《貸倒引当金勘定への繰入限度額》に掲げる事由が生じている場合
- (4) 保証人が生活保護を受けている場合(それと同程度の収入しかない場合を含む。)で、かつ、当該保証人の有する資産について評価額以上の質権等が設定されていること等により当該資産からの回収が見込まれないこと。
- (5) 保証人が個人であって、次のいずれにも該当する場合
イ 当該保証人が有する資産について評価額以上の質権等が設定されていること等によ

り、当該資産からの回収が見込まれないこと。

ロ 当該保証人の年収額その事業年度終了の日の直近1年間における収入金額をいう。)が当該保証人に係る保証債務の額の合計額(当該保証人の保証に係る金銭債権につき担保物がある場合には当該金銭債権の額から当該担保物の価額を控除した金額をいう。以下11-2-6の2において同じ。)の5%未満であること。

(注)1 当該保証人に係る保証債務の額の合計額には、当該保証人が他の債務者の金銭債権につき保証をしている場合には、当該他の債務者の金銭債権に係る保証債務の額の合計額を含めることができる。

2 上記ロの当該保証人の年収額については、その算定が困難であるときは、当該保証人の前年(当該事業年度終了の日を含む年の前年をいう。)分の収入金額とすることができる。

4 第12章の次に第12章の2として次を加える。

第12章の2 リース取引

第1節 リース取引の意義

(解除をすることができないものに準ずるものの意義)

12の2-1-1 令第136条の3第3項第1号《リース取引の定義》に規定する「これに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。

- (1) 資産の賃貸借に係る契約に解約禁止条項がない場合であって、賃借人が契約違反をした場合又は解約をする場合において、賃借人が、当該賃貸借に係る賃貸借期間のうちの未経過期間に対応するリース料の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)を支払うこととされているもの
- (2) 資産の賃貸借に係る契約において、当該賃貸借期間中に解約をする場合の条項として次のような条件が付されているもの

イ 賃貸借資産(当該賃貸借の目的となる資産をいう。以下12の2-1-3までにおいて同じ。)を更新するための解約で、その解約に伴いより性能の高い機種又はおおむね同一の機種を同一の賃貸人から賃貸を受ける場合は解約金の支払を要しないこと。

ロ イ以外の場合には、未経過期間に対応するリース料の額の合計額(賃貸借資産を処分することができたときは、その処分価額の全部又は一部を控除した額)を解約金とすること。

(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)

12の2-1-2 令第136条の3第3項第2号《リース取引の定義》に規定する「当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこと」とは、その賃貸借期間中に賃借人が支払うリース料の額の合計額が、賃貸人における賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用(賃貸借資産の取得に要する資金の利子、固定資産税、保険料等その取引に関連して賃貸人が支出する費用をいう。以下12の2-1-3において同じ。)の額の合計額のおおむね全部(原則として100分の90以上)とされていることをいう。

(おおむね全部の判定)

12の2-1-3 12の2-1-1及び12の2-1-2に定める「おおむね全部」の判定に当たって、次の点については、次のとおり取り扱うことに留意する。

(1) 資産の賃貸借に係る契約等において、賃借人が賃貸借資産を購入する権利を有し、当該権利の行使が確実であると認められる場合には、当該権利の行使により購入するときの購入価額をリース料の額に加算する。この場合、その契約書等に当該購入価額についての定めがないときは、残価に相当する金額を購入価額とする。

(注) 残価とは、賃借人におけるリース料の額の算定に当たって賃貸借資産の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額からリース料として回収することとしている金額の合計額を控除した残額をいう。以下この章において同じ。

(2) 資産の賃貸借に係る契約等において、中途解約に伴い賃貸借資産を賃借人が処分し、未経過期間に対応するリース料の額からその処分価額の全部又は一部を控除した額を賃借人が支払うこととしている場合には、当該全部又は一部に相当する金額を賃借人が支払うこととなる金額に加算する。

(売買とされる取引に準ずるものの意義)

12の2-2-1 令第136条の3第1項《売買とされるリース取引》に規定する「これらに準ずるもの」とは、例えば、次に掲げるものをいう。

(1) リース期間(令第136条の3第1項第1号に規定するリース期間をいう。以下この章において同じ。)の終了後、無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約(令第136条の3第3項《リース取引の定義》に規定するリース取引(以下この章において「リース取引」という。)に係る契約をいう。以下この章において同じ。)において定められているリース取引(リース契約書上そのことが明示されていないリース取引であって、事実上、当事者間においてそのことが予定されていると認められるものを含む。)

(2) 賃借人に対してそのリース取引の目的となる資産(以下この章において「リース資産」という。)の取得資金の全部又は一部を貸し付けている金融機関等が、賃借人から資金を受け入れ、当該資金をして当該賃借人のリース料等の債務のうち当該賃借人の借入金の元利に対応する部分の引受けをする構造になっているリース取引

(3) リース期間が令第56条《減価償却資産の耐用年数、償却率及び残存価額》に規定する大蔵省令で定める耐用年数(以下この章において「耐用年数」という。)に比して相当の差異がない場合であっても、残価を高く設定するなどの方法によりそのリース取引が専ら賃借人の当該リース期間の前半における損失の計上を目的としていると認められるものなど、著しく課税上の弊害があると認められるリース取引

(著しく有利な価額)

12の2-2-2 リース期間の終了の時又はリース期間の中途においてリース資産を買い取る権利が与えられているリース取引について、賃借人がそのリース資産を買い取る権利に基づき当該リース資産を購入する場合の対価の額が、当該リース資産につき耐用年数を基礎として定率法により計算したその購入時における未償却残額に相当する金額以上の金額とされているときは、当該対価の額が当該権利行使時の公正な市場価額に比し著しく下回るものでない限り、当該対価の額は令第136条の3第1項第2号《売買とされるリース取

引》に規定する「著しく有利な価額」に該当しないものとする。

(専属使用のリース資産)

12 の 2 - 2 - 3 次に掲げるリース取引は、令第 136 条の 3 第 1 項第 3 号《売買とされるリース取引》に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」に該当することに留意する。

- (1) 土地、建物、建物附属設備又は構築物（建設工事等の用に供する簡易建物、広告用の構築物等で移設が比較的容易に行い得るもの又は賃借人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなものを除く。）を対象とするリース取引
- (2) 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせ特別仕様により製作されたものであるため、当該賃貸人が当該リース資産の返還を受けて再び他に賃貸又は譲渡することが困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引

(専用機械装置等に該当しないもの)

12 の 2 - 2 - 4 次に掲げる機械装置等を対象とするリース取引は、12 の 2 - 2 - 3 の 2 に定めるリース取引には該当しないものとする。

- (1) 一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等
- (2) その主要部分が一般に配付されているカタログに示された仕様に基づき製作された機械装置等で、その附属部分が特別仕様を有するもの
- (3) (1)及び(2)に掲げる機械装置等以外の機械装置等で、改造を要しないで、又は一部改造の上、容易に同業者等において実際に使用することができると認められるもの

(形式基準による専用機械装置等の判定)

12 の 2 - 2 - 5 機械装置等を対象とするリース取引が、当該リース取引に係るリース資産の耐用年数の 100 分の 80 に相当する年数（1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）以上の年数をリース期間とするものである場合は、当該リース取引は令第 136 条の 3 第 1 項第 3 号《売買とされるリース取引》に規定する「その使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるもの」には該当しないものとして取り扱うことができる。

(識別困難なリース資産)

12 の 2 - 2 - 6 令第 136 条の 3 第 1 項第 3 号《売買とされるリース取引》に規定する「リース資産の識別が困難であると認められるもの」かどうかは、賃貸人及び賃借人において、そのリース資産の性質及び使用条件等に適合した合理的な管理方法によりリース資産が特定できるように管理されているかどうかにより判定するものとする。

(相当の差異の意義)

12 の 2 - 2 - 7 令第 136 条の 3 第 1 項第 4 号《売買とされるリース取引》に規定する「相

当の差異があるもの」とは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。

(1) リース期間が耐用年数に比して短い場合 当該リース期間がリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるもの

(2) リース期間が耐用年数に比して長い場合 当該リース期間(再リースすることが明らかなものについては、当該再リースに係るリース期間を含む。)がリース資産の耐用年数の100分の120に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。)を上回る期間であるもの

(注) 一のリース取引において耐用年数の異なる数種の資産を取引の対象としている場合(当該数種の資産について、同一のリース期間を設定している場合に限る。)において、それぞれの資産の耐用年数を加重平均した年数(リース料の額の合計額又は賃貸人における取得価額をそれぞれの資産ごとに区分した上で、その金額ウェイトを計算の基礎として算定した年数をいう。)により、上記の判定を行っているときは、これを認めるものとする。

(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)

12の2-2-8 次に掲げるリース取引については、令第136条の3第1項第4号《売買とされるリース取引》に規定する「当該賃貸人又は当該借入人の法人税又は所得税の負担を著しく軽減することになると認められるもの」には該当しないことに留意する。

(1) リース期間が耐用年数に比して短い場合

イ リース期間の月数にその見込まれる再リース期間の月数を加えた月数をリース期間とするリース取引が行われたと仮定した場合に、借入人が各事業年度において支払うリース料の額のうち当該リース期間を基礎として計算した適正リース料の額を超える部分の金額につき前払費用として処理しているもの

ロ 借入人におけるそのリース資産と同一種類のリース資産に係る既往のリース取引の状況、当該リース資産の性質その他の状況からみて、リース期間の終了後に当該リース資産が賃貸人に返還されることが明らかなもの

(2) リース期間が耐用年数に比して長い場合

イ 賃貸人におけるリース資産の償却費の額について、当該リース期間にわたって当該リース料の額に応じて損金の額に算入しているもの

ロ リース契約の中に、借入人が公正な市場価額でリース資産を購入する旨の条項(以下12の2-2-8において「公正市場価額条項」という。)が付されているもの

(注) リース契約の中に公正市場価額条項が付されている賃貸借であっても、次のすべての要件を満たすものでない場合は、公正市場価額条項が付されていないものとして取り扱う。

1 リース資産のリース期間終了時における公正な市場価額が残価を上回る可能性が高いと認められること。

2 借入人がリース資産を購入する権利を有する場合において、当該権利の行使をするに当たって、残価と公正な市場価額との差額についていかなる清算又は調整をもしないことが明らかであること。

3 リース期間がリース資産の使用可能期間よりも相当短いこと。

(適正リース料の額)

12の2-2-9 12の2-2-8の1のイの場合において、適正リース料の額とは、各事業年度のうちに含まれるリース期間に対応するリース料の額(当該事業年度の中でリース期間が終了したため当該事業年度に含まれる再リース期間がある場合には、当該リース料の額と当該再リース期間に対応する再リース料の額との合計額とする。)のうち次の算式により計算した金額をいう。

なお、再リース期間の推定が困難である場合は、そのリース資産の耐用年数の100分の70(耐用年数が10年以上のリース資産については、100分の60)に相当する年数(1年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を月数に換算し、その月数からリース期間の月数を控除した期間を再リース期間としてその計算を行うものとする。

$$\begin{array}{l} \text{リース期間及び見込} \\ \text{まれる再リース期間} \\ \text{において支払うべき} \\ \text{リース料及び再リー} \\ \text{ス料の総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該事業年度のうちに含まれるリ} \\ \text{ース期間及び再リース期間の月数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{リース期間の月数と見込まれる再} \\ \text{リース期間の月数の合計月数} \end{array}}$$

- (注) 1 再リース期間を含む全体のリース期間の見積りは、店舗用設備等でその法人における過去の設備更新の状況が明らかなものを対象とするリース取引については、その個別の事情に基づいてこれを行い、ガソリンスタンドの洗車設備に係るリース契約のように、一般にそのリース取引におけるリース期間(再リース期間を含む。)がおおむね一定しており、かつ、そのリース期間の終了後に賃貸人に返還されることが明らかな資産を対象とするリース取引については、そのリース期間による。
- 2 リース契約において再リース料の額が定められていない場合には、そのリース取引に係る再リース料の額は、一般のリース取引における再リース料の額を参酌して合理的に見積もる。

(期間経過に伴う前払費用の損金算入)

12の2-2-10 12の2-2-8の1のイにより前払費用とされた金額は、再リース期間の属する事業年度において、次の算式により計算した金額を限度として損金の額に算入する。

$$\begin{array}{l} \text{12の2-2-9に定める} \\ \text{算式により計算した金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{当該事業年度のうちに含まれる再リ} \\ \text{ース期間に対応する再リース料の額} \end{array}$$

- (注) 1 当該事業年度の中でリース期間が終了した場合には、当該事業年度の当該リース期間に対応するリース料の額を算式中「当該事業年度のうちに含まれる再リース期間に対応する再リース料の額」に含める。
- 2 再リース料の額は、再リース期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)

12の2-2-11 賃借人がリース期間の中途又はリース期間の終了後にそのリース資産を購入した場合において、その購入の時に12の2-2-8の1のイにより前払費用とされている金額があるときは、その前払費用とされている金額をその資産の取得価額に含めるもの

とする。

(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)

12の2-2-12 賃借人がリース期間の中途又はリース期間の終了後にそのリース資産を賃借人に返還した場合には、その返還した日において前払費用とされている金額は、同日の属する事業年度において損金の額に算入する。

(リース料の額の収益計上時期)

12の2-2-13 賃借人が各事業年度において收受すべきリース料の額は、賃借人においてその支払うリース料の額の一部が前払費用とされている場合においても、当該事業年度の益金の額に算入する。ただし、賃借人が、各事業年度において收受すべきリース料の額のうち12の2-2-9の算式に準じて計算した金額を超える部分の金額につき、当該各事業年度において前受収益として経理するとともに、当該前受収益として経理した金額につき、再リース期間の属する各事業年度において12の2-2-10に準じて計算した金額を益金の額に算入している場合には、これを認めるものとする。

(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)

12の2-2-14 賃借人においてそのリース料の額の一部を前受収益として経理している場合において、リース期間の中途又はリース期間の終了後にリース資産が賃借人から返還されたときは、その返還があった日において前受収益として経理している金額は、同日の属する事業年度において益金の額に算入する。

(リース資産の取得価額)

12の2-2-15 令第136条の3第1項《売買とされるリース取引》の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、賃借人における当該リース資産の取得価額は、原則として、そのリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額による。ただし、そのリース取引に係る契約書等により、そのリース料の額の合計額のうち賃借人におけるそのリース資産の取得価額から成る部分の金額を区分することができる場合には、その賃借人におけるリース資産の取得価額から成る部分の金額を当該リース資産の取得価額とすることができる。

(注)1 再リース料の額は、リース資産の取得価額に算入しない。

2 リース資産を事業の用に供するために賃借人が支出する付随費用の額は、リース資産の取得価額に含まれる。

3 リース期間の終了後に当該リース資産を賃借人が購入した場合における賃借人が支払う購入代価の額は、その購入をした時に当該リース資産の取得価額に加算する。

(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)

12の2-2-16 令第136条の3第1項《売買とされるリース取引》の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、賃借人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する事業年度において賃借料等として損金経理をしているときには、当該リース料の額(12の2-2-15のただし書によっている場合には、当該リース料

の額のうち貸貸人におけるそのリース資産の取得価額から成る部分の金額に対応する金額に限る。)は、法第31条第1項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。

(注) 賃借人が12の2-2-15のただし書によってリース資産の取得価額を計算している場合には、当該リース資産に係るリース料の額のうちその取得価額に算入しなかった金額に対応する金額は、リース期間の経過に応じて損金の額に算入する。

(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)

12の2-2-17 令第136条の3第1項《売買とされるリース取引》の規定の適用によりリース資産の売買があったものとされた場合において、当該リース取引が法第62条第2項《長期割賦販売等の要件》に規定する要件を満たすときは、貸貸人はそのリース取引に係る収益の額及び費用の額の計算につき、同条の規定を適用することができる。この場合には、そのリース期間中に収受すべきリース料の額の合計額を令第124条《延払基準の方法》に規定する「長期割賦販売等の対価の額」として取り扱う。

(注) 1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度において、当該リース取引について売買があったものとして処理すべきことが明らかになった場合には、当該明らかになった日の属する事業年度前の各事業年度についての当該リース取引(法第62条第2項に規定する要件を満たすものに限る。)に係る収益の額及び費用の額は、原則として令第124条に規定する延払基準の方法により計算した収益の額及び費用の額とする。

2 再リース料の額は、長期割賦販売等の対価の額に含めないで、その収受すべき日の属する事業年度の益金の額に算入する。

(金銭の貸借とされるリース取引の判定)

12の2-3-1 令第136条の3第2項《金銭の貸借とされるリース取引》に規定する「一連の取引」が同項に規定する「実質的に金銭の貸借であると認められるとき」に該当するかどうかは、取引当事者の意図、リース資産の内容等から、そのリース資産を担保とする金融取引を行うことを目的とするものであるかどうかにより判定する。したがって、例えば、次に掲げるようなものは、これに該当しないものとする。

(1) 譲渡人が資産を購入し、当該資産をリース契約により賃借するために譲受人に譲渡する場合において、譲渡人が譲受人に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で経理し、譲渡人の購入価額により譲受人に譲渡するもの

イ 多種類の資産を導入する必要があるため、譲渡人において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること

ロ 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること

ハ 既往の取引状況に照らし、譲渡人が資産を購入した方が安く購入できること

(2) 法人が事業の用に供している資産について、当該資産の管理事務の省力化等のために行われるもの

(借入金として取り扱う売買代金の額)

12の2-3-2 令第136条の3第2項《金銭の貸借とされるリース取引》の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲渡人が譲受人から受け入れた金額は、借入金の額として取り扱い、譲渡人がリース期間中に支払うべきリース料の額の合計額のうちその借入金の額に相当する金額については、当該借入金の返済をすべき金額（以下12の2-3-3までにおいて「元本返済額」という。）として取り扱う。この場合において、譲渡人が各事業年度に支払うリース料の額に係る元本返済額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲渡人が当該リース料の額のうち元本返済額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。

（償却費として損金経理をしたものとするリース料の額）

12の2-3-3 令第136条の3第2項《金銭の貸借とされるリース取引》の規定の適用がある場合において、譲渡人が、支払うべきリース料の額をその支払うべき日の属する事業年度において賃借料等として損金経理をしているときには、当該リース料の額のうち元本返済額に相当する部分の金額については、法第31条第1項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する「償却費として損金経理をした金額」に含まれるものとする。

（貸付金として取り扱う売買代金の額）

12の2-3-4 令第136条の3第2項《金銭の貸借とされるリース取引》の規定の適用がある場合において、その資産の売買により譲受人が譲渡人に支払う金額は、貸付金の額として取り扱い、譲受人がリース期間中に収受すべきリース料の額の合計額のうちその貸付金の額とした金額に相当する金額については、当該貸付金の返済を受けた金額として取り扱う。この場合において、譲受人が各事業年度に収受するリース料の額に係る貸付金の返済を受けたものとされる金額とそれ以外の金額との区分は、通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて合理的にこれを行うのであるが、譲受人が、当該リース料の額のうち貸付金の返済を受けたものとされる金額が均等に含まれているものとして処理しているときは、これを認める。